

飲酒運転根絶のための職員取り決め

平成31年1月
平成31年4月修正
長野工業高等学校

飲酒運転根絶のため、「職場における飲酒を伴う懇親会」(以下「懇親会」という。*1)について、次のとおり取り決めを行う。

第一 基本姿勢

- ア 懇親会には、節度ある飲酒・時間・態度で臨む。
- イ 過剰なお酌、飲酒を強く勧めることは行わない。
ペースを守り手酌で飲みたい者については、その考えを尊重する。

第二 懇親会に係る取り決め

- ア 懇親会幹事は、開会前に全員の帰宅方法について確認・記録し、発表する。
特に、全体会の場合は、翌日の出勤についても確認・記録する。
また、これについて、様式1により教頭又は事務長へ事前に提出する。
- イ 懇親会には自家用車で行かない。
ただし、特別な理由がある場合は、教頭又は事務長に「届出書」(様式2)を提出し自家用車で行くことができる。教頭又は事務長は、「届出書」の写しを当該酒席幹事に渡し、幹事は出席者にその内容を伝えるものとする。
- ウ 運転代行での帰宅予定者は事前に予約する。
運転代行での帰宅予定者は、予め予約し、様式2へ記載する。
幹事は、運転代行での帰宅予定者について開会前に予約状況を確認し、終了時は代行車への乗車を確認する。
- エ 午後9時以降(*2)、二次会に行かない(アルコールを摂取しない場合を除く)。

第三 翌日について

- ア 懇親会において飲酒した者は、次の日の出勤は自家用車によらず、公共交通機関、家族の送り等によることを原則とする。
特に、日常よりも多い飲酒をした者は、絶対に運転しない。
- イ 翌日まで酒が残らないよう配慮するが万が一、二日酔い状態となった場合、年休を取得し出勤しない。

第四 今後の課題

学校における懇親会の回数・曜日、開始・終了時刻等について、危機管理委員会において精査を進めていく。

*1 「職場における懇親会」：全体会(歓迎会・送別会を含む)、学科会、学年会、クラブ会等

*2 定時制においては、始業時間の関係から「午前一時半以降」と読み替える

(様式省略)